

## イクメンプロジェクト イクボス宣言登録規約

(趣旨)

第1

この規約は、イクメンプロジェクトイクボス宣言の投稿にあたり遵守すべき事項を定めるものです。

(登録)

第2

イクボス宣言の登録を希望する企業・団体等（以下「申請者」という）は、「イクメンプロジェクトホームページ (<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>) の投稿フォームより、イクボス宣言を登録することとします。

対象は、イクボスの普及・啓発という趣旨に賛同する企業・団体等（公的機関・地方公共団体・個人事業主を含む）に属する方のうち、(別紙) の内容を確認した方及び部下の人数が1人以上いる方となります。

(登録期間)

第3

登録期間は、事務局からの期間終了の連絡がない限り2年間とします。なお、本事業の存続状況等により期間が変更される場合があります。

(登録の取り消し及び是正の為の処置について)

第4

イクボス宣言投稿者又は投稿者の所属する企業・団体等が本プロジェクトの趣旨に反するような行為、または法令及び公序良俗に反する行為を行ったと厚生労働省または当事務局が認めた場合は、次の措置を講じることがあります。

- (1) 是正のための改善要求
- (2) 警告
- (3) イクボス宣言の削除
- (4) 企業・団体名公表
- (5) 訴訟

(附則)

この規約は、令和2年1月1日から施行します。本規約は、事務局により事前の通知なく改訂される場合があります。改訂内容についてはイクメンプロジェクトホームページなどで通知いたしますのでご確認ください。

(別紙)

イクメンプロジェクトイクボス宣言の投稿にあたっては、次の事項に該当がないことを確認した上で投稿をすることとする。

- 第1 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法及びパートタイム労働法に関する法令違反がある。
- 第2 第1以外の労働関係法令に関する重大な違反がある又はその他の法令上又は社会通念上、投稿にふさわしくないと判断される問題を起こしている。
- 第3 事業主若しくは事業主団体（以下「事業主等」という。）又は事業主等の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員である。
- 第4 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 第5 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 第6 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 第7 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 第8 事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している。